

**柱上変圧器の不適切な取扱いに係る
経済産業省からの保安規程変更命令の受領について**

2024年11月27日
関西電力送配電株式会社

当社において、過去に柱上変圧器にかかる不適切な取扱いがあったことが、コンプライアンス相談窓口への相談を契機に判明し、経済産業省から電気事業法^{※1}に基づく報告徴収を受領しました。

その後、当社は、本事案の概要、発覚に至るまでの経過、発覚後の調査等により判明した過去からの経緯、発生原因、再発防止策及び電気事業法等の法令遵守状況について取りまとめ、経済産業省に報告しました。

[\(2024年10月3日、11月5日 お知らせ済み\)](#)

当社は本日、経済産業省より、柱上変圧器の不適切な取扱いに係る保安規程^{※2}の変更命令を受けました。

当社としては、今回の命令を真摯に受け止めており、経済産業省のご指導を賜りながら適切に対応してまいります。

※1：電気事業法第106条第3項

※2：電気事業法に基づき、電気事業の用に供する電気工作物の保安を確保するために、当社が定めた規程

以 上

<経済産業省からの命令内容>

- ・経営責任者及び主任技術者が、それぞれの責務を十全に果たすことができるよう、保安の確保に必要となる可能性のある情報が適時適切に報告されるための体制整備等に取り組む必要があることから、保安規程の変更命令を行うもの。